

知的財産権関係事件に係る弁護士費用の敗訴者負担制度に関する会長声明

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議は、内閣官房のホームページ内において、取りまとめ骨子（令和2年1月20日）を公表している。（資料1*）

同骨子には「知的財産権関係事件に関し、勝訴当事者の弁護士費用を敗訴当事者に負担させることのメリットやニーズ、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。」と記載されている（第3知財司法 5 弁護士費用に関する敗訴者負担の導入についての段落参照）。

日本弁護士連合会は、2000（平成12）年10月18日、弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議にて、「当連合会は、司法制度改革審議会に対し、弁護士報酬の一般的な敗訴者負担制度の導入を提言することのないよう強く要望する。」と述べている。（資料2*）

ところが、上述の取りまとめ骨子によれば、上述の日弁連の決議と異なり、知的財産権関係事件に関して一般的な敗訴者負担制度について検討が進められるおそれがあり、当会として危惧を表明せざるを得ない。

ここにおいて一般的な敗訴者負担制度とは双方向的な敗訴者負担制度を含意しており、たとえ当初は知的財産権関係事件に限定する趣旨であっても、双方向的な敗訴者負担制度を導入することは、上述の日弁連の決議に反することになる。日弁連の決議の趣旨は、経済力のない市民や企業を裁判から遠

ざけてはならないこと、訴訟提起を躊躇・萎縮させてはならないこと、政策形成訴訟を窒息させてはならないこと、意に反する和解を受け入れさせはならないことなどにある。知的財産は無体物であり、相手方や第三者が所持する証拠の開示制度が不十分なままでは権利者が侵害行為の存在や逸失利益などの立証に失敗するおそれが大きく、そのため、知的財産権を有する経済力のない権利者をいっそう裁判から遠ざけ、訴訟提起を躊躇・萎縮させ、政策形成訴訟（たとえば、知財分野では均等論や権利無効の抗弁などが認められてきた経緯など）を窒息させ、意に反する和解（たとえば、低廉なライセンス料の甘受）を受け入れさせることになってしまうからである。

よって、当会は、知的財産権関係事件に関し弁護士費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入をすることのないよう強く要望するものである。

*資料1：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/pdf/torimatome.pdf>

*資料2：https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2000/2000_22.html

2020(令和2)年2月19日

東京弁護士会会長 篠塚 力

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から9年を迎えるにあたっての声明

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、丸9年を迎えることとなった。私たちは、被災者の皆様や被災地自治体の復旧・復興の努力に思いを致し、また、いまだ復興途上にあること、わが家を失い、ふるさとを失い、普通の生活に戻りきれていない被災者が多数いることを胸に刻む必要がある。

福島第一原子力発電所事故に関する近時の喫緊の課題としては、この事故に係る損害賠償請求について、消滅時効の問題がある。東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律により、消滅時効の期間は10年とされたが、あと1年で福島第一原子力発電所事故発生から10年となる。消滅時効の起算点次第では、来年には損害賠償請求権が消滅時効にかかるおそれもある。

消滅時効については、一般に、権利の上に眠る者を保護しない、法律関係の早期の安定、加害者の証拠の散逸という趣旨から認められている。

しかし、100万人といわれる福島第一原子力発電所事故被害者には、多種多様な方がおり、請求をしないからと言って、直ちに権利の上に眠る者とはいえない。そして、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）は、「一律には時効は援用しない」との基本方針を発表しており、最後の一人まで賠償を貫徹するとの考えのもとでは、法律関係を早期に確定させる必要もない。また、東電では、賠償金支払いの有無及びその根拠資料について、厳格な管理ができており、証拠が散逸することもない。

このように、本件については、消滅時効の趣旨は妥当しない。国は早期に消滅時効の期間延長を検討し、被害者に寄り添った対応をすべきである。

このような対応により、ふるさとを奪われ、不慣れな地に移って生活の再建に尽力する福島第一原子力発電所事故被害者の最後の一人まで被害の回復を図ることが可能となるだけでなく、被害者が有する、あと1年で損害賠償請求権が消滅してしまうのではないかという不安を払拭することもできるというべきである。

ところで、本年は、東京でオリンピック・パラリンピックが

開催され、日本が世界から注目される年である。国は、復興五輪と名付け、「被災地が復興を成し遂げつつある姿の情報発信」をしようとしている。いまだ多数の避難者があり、被害の回復も終了しておらず、復興は道半ばであるから、表面的な情報発信にとどまることなく、復興の実現に人的にも財政的にも力を注ぐべきである。

東日本大震災の被災者の被害は、住家被害のみならず、生業の喪失、健康面の被害、コミュニティの崩壊等、多様である。その影響は被災者ごとに異なるのであるから、被災者支援のあり方として、災害により影響を受けた一人ひとりに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援を届けるという考え方、いわゆる災害ケースマネジメントを積極的に推し進めることが重要である。我が国が先進的な活動を行っていることを全世界に示すため、災害ケースマネジメントを直ちに東日本大震災の被害者に

も推し進めていくべきである。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、被災者・被害者の人権擁護のため、今後も、引き続き東日本大震災に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行い、被災者・被害者へ寄り添い、災害ケースマネジメント実現のために、より一層の支援活動に取り組むことを決意し、さらに全力を尽くす所存である。

2020(令和2)年3月11日
関東弁護士会連合会 理事長 木村 良二
東京弁護士会 会長 篠塚 力
第一東京弁護士会 会長 若林 茂雄
第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆

弁護士法人ベリーベスト法律事務所らに対する懲戒処分についての会長談話

本日、東京弁護士会は、弁護士法第56条に基づき、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（事務所名：ベリーベスト虎ノ門法律事務所 港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階）並びに代表社員である酒井将会員及び浅野健太郎会員に対し、それぞれ業務停止6月の懲戒処分を言い渡しました。

同弁護士法人は、140万円を超える過払い金請求事件につき代理権を有しない司法書士法人から140万円を超える過払い金請求事件の紹介を反復継続して大量に受け、司法書士法人に対し業務委託料の名目で1件につき一律の金額を支払っていましたが、当会は同弁護士法人の行為が弁護士職務基本規程第13条第1項（依頼者紹介の対価支払いの禁止）及び弁護士法第27条（非弁護士との提携の禁止）に違反し、品位を失うべき非行に当たり、また、酒井会員及び浅野会員は同弁護士法人の代表社員として上記行為の決定をしたことが品位を失うべき非行に当たると判断し、上記のとおり懲戒処分を言い

渡しました。

同弁護士法人の行為は、その規模においてこれまでの非弁提携案件と比較して非行性が強く、弁護士報酬を獲得するために紹介料を支払い事件の買取りをしていたと評価しうるものであり、全件訴訟提起を原則に依頼者の利益のために極大回収を目指していたこと等の有利な事情を考慮しても、強い非難を受けるべきものです。

当会は、このような事態が生じたことを重く受け止め、今後も市民の弁護士に対する信頼を確保するために、弁護士や弁護士法人の非行の防止に努めるとともに、非行に対しては厳正に対処してまいります。

2020(令和2)年3月12日
東京弁護士会会長 篠塚 力

検察庁法に反する閣議決定及び国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対し、検察制度の独立性維持を求める会長声明

1 政府は本年1月31日、2月7日に63歳で定年を迎えることになっていた東京高検検事長の勤務を、国家公務員法の勤務延長規定を根拠に半年間延長するとの閣議決定をした（以下「本件閣議決定」という。）。

しかし、検察官は一般の国家公務員とは異なり検察庁法によって定年が規定されている。特別法が一般法に優先するのは理の当然であることから、国家公務員法の規定する定年退職の規定（国家公務員法第81条の2）はもとより、勤務延長の規定（同法第81条の3）も検察官には適用されない

と解される。これは内閣、人事院の一貫した法律解釈であって、時の政権が閣議決定によってこの解釈を変更することは検察庁法の規定に明白に違背する。

2 検察官が一般の国家公務員とは異なる法律によって規律されるのは、検察官は行政官ではあるものの、刑事事件の捜査・起訴等の権限が付与され司法の一翼を担って準司法的職務を担うことから、政治からの独立性と中立性の確保が特に強く要請されるためである。

すなわち、検察官は「公益の代表者」（検察庁法第4条）であって、刑事事件の捜査・起訴等の検察権を行使する権限が付与されており、ときに他の行政機関に対してもその権限を行使する必要がある。そのために、検察官は独任制の機関とされ、身分保障が与えられている。にもかかわらず、内閣が恣意的な法律解釈によって検察の人事に干渉することを許しては、検察官の政権からの独立を侵し、その職責を果たせなくなるおそれがある。

したがって本件閣議決定は、検察官及び検察組織の政権からの独立を侵し、憲法の基本原理である権力分立と権力の相互監視の理念に違背する。

3 このような違憲・違法というべき法律解釈の変更について、法務大臣が国会内外で厳しく批判されている中で、政府は3月13日、さらに国家公務員法等の一部を改正する法律案（内容として検察庁法の一部改正を含む。）を閣議決定し、これを国会に提出した。

改正案は、すべての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や、高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できなくなるが（役職

定年制）、「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認めるとき」（検察庁法改正案第22条第5項）に当たると判断するなどすれば、特例措置として63歳以降もこれらのポストを続けられるようにするとの内容である。

このような法律改正がなされれば、時の内閣の意向次第で検察庁法の規定に基づいて上記の東京高検検事長の勤務延長のような人事が可能ということになる。

しかしこれは、政界を含む権力犯罪に切り込む強い権限を持ち司法にも大きな影響を与える検察官の独立性・公平性の担保という検察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極めて不当である。

4 以上の理由により、当会は政府に対し、本件閣議決定に抗議し、撤回を求めるとともに、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう、強く求めるものである。

2020(令和2)年3月17日

東京弁護士会会長 篠塚 力

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、法テラスによる無料法律相談に関する支援を求める会長声明

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響は、世界各地に拡散し、日本においても社会生活全般に広がり、市民や事業者の皆様が、ご自身への感染を心配されるとともに、生活不安、事業の継続に対する不安が現実化しています。東京都においても、本年3月16日現在で公式発表によれば検査陽性者の累計が90名に達し、①正規雇用・非正規雇用・フリーランスに関する解雇、賃金不払い、発注の打ち切り、料金の不払いなどの問題、②学校に行けない児童や生徒らの教育を受ける権利や心身の健康、休校で働けなくなった保護者の生活保障の問題、③事業者にとっては、契約不履行、取引の打ち切り、労務問題、資金繰りなど、多くの法律問題が発生することが懸念されています。

当会としては、このような新型コロナウイルスの感染拡大に起因する様々な法律問題についてお困りの皆様に寄り添い、適切な解決に向けて対処するために、以下の支援を行っています。

1 「新型コロナウイルス生活問題Q&A」の公開

当会ウェブサイトにて「新型コロナウイルス生活問題Q&A」（随時更新中）（https://www.toben.or.jp/news/pdf/COVID-19_troubleQA.pdf）を掲載して、現在政府が行っている支援策について説明するとともに、新型コロナウイルスに関する各種の法律問題についてQ&Aの形式で情報提供しておりますので積極的に活用していただけると幸いです。

2 法律相談窓口の設置

また当会は、皆様のご不安を少しでも和らげるべく、別紙（https://www.toben.or.jp/message/pdf/200317seimei2_besshi.pdf）のとおり相談窓口を設けています。まずはお気軽に電話でご相談ください。

またこのような新型コロナウイルスに関する法律問題については、市民の皆様の法的なニーズに十分にこたえるべく、資力の有無にかかわらず法律相談が行えるようにする必要があります。そのために当会としては、新型コロナウイルスに関する法律相談に関して、総合法律支援法第30条を改正して、「指定災害」に該当するものとして日本司法支援センターの被災者法律相談を資力にかかわらず無料とする措置が可能となるように立法措置を講ずることを検討するように求めます。

当会は、関連団体や専門士業等と連携し、新型コロナウイルスの影響を受ける市民及び事業者の皆様がまずは一日も早く元通りの生活になることを願い、これからも全力をもって支援に取り組んで参ります。

2020(令和2)年3月17日

東京弁護士会会長 篠塚 力